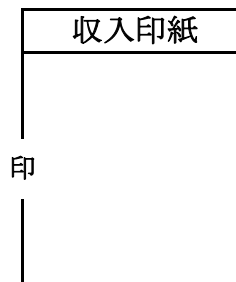


(案)

業務委託契約書



- 1 委託業務の名称 _____
- 2 履行期限 _____
- 3 委託金額 一金 _____ 円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 _____ 円)
- 4 契約保証金額 _____ 免 除

上記の委託業務について、委託者(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 委託者 住所 千葉市美浜区新港249番地5
氏名 千葉県土地改良事業団体連合会
会長 林 和 雄

(乙) 受託者 住所 _____
氏名 _____

(総 則)

第1条 乙は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(業務主任技術者)

第2条 乙は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者(当該業務の施行に関し、主として指揮・監督を行うもの。)を定め、甲に通知するものとする。

(業務工程表)

第3条 乙は、契約締結後14日以内に業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は乙と協議するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

2 甲は、この契約の成果(以下「成果品」という。)を自由に使用し、またはこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務委託の処理を再委託し、または請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(検査及び引渡し)

第6条 乙は、委託業務を完了したときは遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払)

第7条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(補 則)

第8条 この契約に定めない事項またはこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 千葉県土地改良事業団体連合会(以下「甲」という。)は、契約の相手方(以下「乙」という。)がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第66条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
 - (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。
 - (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 甲は、本条第1項の規定により契約を解除したときは、業務の出来形部分が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

- 第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

個人情報保護に関する特約

(総則)

第1 この特約は、この特約が添付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(基本的事項)

第2 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従業者への周知)

第4 乙は、従業者等に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第5 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。特に、本業務に使用するシステムの構築等の技術的管理措置を講じるよう努めるものとする。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を履行するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この業務に関する個人情報の漏えい等の事実を把握した場合、また、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(監査等の実施)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たっての個人情報の取扱状況について必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め又は監査することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第13 甲は、乙が本契約に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。